

令和元年(ワ)第172号、同2年(ワ)第216号、同3年(ワ)第181号、同5年
(ワ)第290号 違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外

被 告 金 井 豊 外

補助参加人 北陸電力株式会社

意 見 書

2024年9月20日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 渕 正 明

外



原告らは、令和6年5月29日付け「弁論の更新に当たっての意見書」に基づき被告ら及び補助参加人がなした同年6月5日第18回口頭弁論期日での意見陳述（以下「被告ら弁論更新意見」という。）を受けて、次のとおり意見を述べる。

1 被告ら弁論更新意見の要旨

被告ら弁論更新意見の要点は以下のとおり2つに整理できる。

すなわち、第1に、本件原発を廃炉にすべきだと原告らの提案は株主総会で毎年否決されており、多数派ではない。それにもかかわらず、会社法360条に基づく本件株主差止訴訟を行うのは「株主差止訴訟の名を借りて」原発反対運動を蒸し返すものであり、「会社法360条の趣旨を逸脱するもの」だとする。

この意見は従前からの被告らの主張の繰り返しである。被告らは、株主総会の多数は本件原発再稼働を支持しており、被告ら取締役がその多数意見に従うのは当然のことだ、としきりに強調してきた。

第2に、被告らは、第10回口頭弁論期日で示された「裁判所の見解」を是認し、これに依拠しながら、会社法360条所定の善管注意義務違反の要件も「(補助参加人に)回復することができない損害が生じるおそれ」の要件も原告らは主張立証しておらず、「裁判所の見解」に示された判断枠組みによる双方の主張立証は全くされているとして、本件訴訟の結審を求める。

2 被告ら意見の誤り（その1）—会社法360条の法意

まず、被告らの意見の第1点については、その意見こそが「会社法360条の趣旨」をないがしろにするものであって、これが受け容れられる余地はない。

すなわち、会社法360条の前身は2005(平成17)年改正前商法272条であり、その旧272条は1950(昭和25)年の商法改正によって規定されたものであるが、この株主による取締役の違法行為差止請求権の制度は、株主代表訴訟（旧267条）と並んで、少数株主の権利及び救済の強化を図る目的で導入された制度である。それは少数株主保護のための制度であるから、当然のことながら、株主総会では少数派となる株主によって行使されることを予定している。したがって、本件の原告らの提案が補助参加人北陸電力の株主総会で否決され続けたことをいくら強調しても無意味である。

少数株主による取締役の違法行為差止請求権の制度は、上記のとおり1950(昭和25)年の商法改正にその沿革を辿る。この制度の背景にあるのは戦後の息吹を反映した民主主義の思想であり、少数意見であっても、それが事実と道理に基づく意見である限り、社会で受容されて然るべきだと考える。そして、その少数意見が事実と道理に反しないか否かは裁判所が判断できるし、また判断すべきであるという「司法の優位」ないし「法の支配」の考え方も、この制度を支えているのである。

こうして、株主総会で多数派が決めたことだから異を唱えるなどいうに等しい被告らの意見は、会社法360条の趣旨とはおよそ相容れない。それは、畢竟、戦後民主主義の思想を否定し、「司法の優位」も認めない謬論だといわざるを得ない。

3 被告ら意見の誤り（その2）— 維持できない「裁判所の見解」

次に、被告ら意見の第2点については、それが依拠している「裁判所の見解」はもはや維持できないものであり、自ずと誤った意見とならざるを得ない。

この「裁判所の見解」は、公的専門機関である原子力規制委員会に信頼を寄せ、新規制基準適合性が確認されるなら重大原発事故が発生する具体的な危険性は一応ないものと考えてよいとの前提に立っている。だからこそ、「特段の事情」は原告ら側で主張立証する必要があるというのである。しかし、この前提が到底成り立たないことは、福島第一原発事故の経験から明白である。すなわち、その福島第一原発も当時の規制基準に適合していると確認されていたのであるから、規制基準に適合しているからといって安全な原発とはいえない。実際のところ、原子力規制委員会委員長自らが、新規制基準は原発の安全性を担保するものではないと言明している。こうして専門機関である原子力規制委員会が「原発の安全神話」と訣別し、慎重な姿勢を見せているにもかかわらず、裁判所がなお前記のとおりの前提を置くのはいったいどうしたことか。裁判所は未だ「原発の安全神話」から抜け出していないのではないかと疑いたくなる。

もっとも、この「裁判所の見解」は、2024(令和6)年1月1日能登半島地震が発生するそれ以前に、受訴裁判所（従前の裁判構成体）が示したものである。能登半島地震が本件原発にもたらしたトラブルの全容はまだ明らかになっていないが、人知を超えた大規模地震の驚異と原発プラントの脆弱性を私たちは目の当たりにした。「裁判所の見解」をそのまま維持できることは、もはや何人にも明らかではなかろうか。

こうして、先の「裁判所の見解」が誤っている以上、その「裁判所の見解」の判断枠組みによる主張立証は尽くされているという被告らの論法は成り立たず、失当であることは明らかである。

4 むすびに

本年6月5日の第18回口頭弁論期日で補助参加人代理人は、今般の能登半島地震によっても本件原発に重大事故までは発生しなかつたことを滔々と述べた。

そして、その上で、「裁判所の見解」に依拠しつつ、本件原発に重大事故が発生する具体的な危険性について主張立証は十分尽きてていると言い放った。

しかし、能登半島地震が本件原発に及ぼした影響の内容や程度、その機序等の分析・評価は、まだまだ未了のはずである。そのような分析・評価に関わる情報を開示し、社会的な討議にさらすことも、もとよりなされていない。

こうした段階であるにもかかわらず、原発事故を心配する住民に多大な恐怖を与えておきながら、そしてその恐怖は今後とも続くに違いないのに、訴訟の結審を求め、幕引きを図ろうとする被告らと補助参加人の応訴態度は、原発という第一級の危険設備を管理運営する事業者として決して許されるものではない。

他方で被告らは、「経済活動の自由、私的自治を原則とするわが国の法制下においては、個人の行為に対する事前介入は慎重に判断されなければ」ならないと説いている（令和6年5月29日付け意見書2頁）。他の「個人」に恐怖を与えることについては何ら意に介さない事業者が、自らの「経済活動の自由」の尊重は求めているのである。原告らは、公正と正義を旨とする裁判所が被告らのこんな身勝手に与することないと信じる。

被告ら弁論更新意見は退けられなければならない。

以上